一一七　地方債に関する省令の一部を改正する省令　二一　一
一一八　電波法施行規則の一部を改正する省令　二二　二
一一九　無線局免許手続規則の一部を改正する省令　二二　二
一二〇　無線局運用規則の一部を改正する省令　二二　二
一二一　無線設備規則の一部を改正する省令　二二　七
一二二　登録点検事業者等規則の一部を改正する省令　二二　七
一二三　住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　二八　二
一二四　地方税法施行規則の一部を改正する省令　二八　二
一二五　地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令　二八　三元
一二六　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令　二八　三元
一二七　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二八　三〇
一二八　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令の一部を改正する省令　二八　二

○総務省、外務省

三　在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令　二四　二四
○法　務　省
四四　登記事務委任規則の一部を改正する省令　一　二
四五　不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令　一一　四二
四六　会社計算規則の一部を改正する省令　一一　四二
四七　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令　二五　二
四八　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令　二五　二
四九　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令　二五　一
五〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令　二五　一三
五一　出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令　二五　一三
五二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令　二五　一五
五三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令　二五　一五
五四　法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令　二五　一五

○外　務　省

一八　研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令　二四　二四
一九　在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令　二四　二六
二〇　旅券法施行規則の一部を改正する省令　二四　二六
二一　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令　二四　二六
二二　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令　二五　二

○財　務　省

六八　所得税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　二五　三
六九　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令　四　一〇
七〇　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則の一部を改正する省令　一四　一
七一　財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令　一五　七
七二　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令　一八　二
七三　証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令　一八　八

七四　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令　二八　三四
七五　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令　二八　三四
七六　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令　二八　三四
七七　財務省組織規則の一部を改正する省令　二八　三六
七八　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　二八　三六

○財務省、農林水産省

二　農地対価等徴収規則を廃止する省令　一一　四三

○文部科学省

三七　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則　二四　一
三八　著作権法施行規則の一部を改正する省令　二八　三七
三九　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令　二八　三八
四〇　私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令　二八　三八

○厚生労働省

一五三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則　四　一一
一五四　日本年金機構法第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令　一六　三